



日本財団助成事業

(別紙1)

療育研修会

福岡県 支部

◆テーマ

「虐待防止の仕組みを理解しよう～イヤな思いをしたらすぐに相談～」

講師： 社会福祉法人大川市福祉会 木の香園 施設長 上釜 光輝 氏（社会福祉士）

【内容】

上記のテーマで・国立病院機構大牟田病院虐待事案、・虐待の知識と対応方法、・虐待防止法や総合支援法について、・人権擁護・差別解消についてお話ししていただきました。

まず、国立病院機構大牟田病院虐待事案では、詳しく第三者委員会の調査審議等や再発防止策についてお話をされました。

虐待の知識と対応方法では、支援者の立場と利用者の立場で虐待の知識と対応方法を学んで、どの様に対応すべきかをお話をされました。

虐待防止法や総合支援法についてでは、この立場でどういうことがあって いるかを資料を掲載しているとのことでした。

人権擁護・差別解消についてでは、障害者権利条約のことや日本筋ジストロフィー協会の役割等をお話され、最後に虐待防止の提案されました。

その後、質疑応答があり、終了しました。

療育研修会実施状況

福岡県

支部

参加数

10 名

実施場所 オンライン



実施を終えて（感想等）

参加者の感想等、必ず記入して下さい。

- ・とても勉強になりました。患者と支援者との間に監護権はありません。自己決定権は自身にあるという言葉にハッとしたさせられました。
- ・当事者が声をあげ続けなければ何も変わらないだと感じました。
- ・いやな事があったらすぐに相談する。若い患者さん達に是非知っておいて欲しい話でした。
- ・僕も入院をした時に嫌だなど感じる発言をされたことが何度かあったのですが、今は忙しい時間帯だからその発言もしょうがなかったのかなと思ってしまうことが正直ありました。しかし今回の虐待の研修に参加して自分が嫌だと思ったことははっきりと口に出すことが大切だとわかったので、今後は嫌なことは嫌だとはっきりと言えるようにしたいです。
- ・実は虐待されていても自分がこれが虐待だと気が付いていないこともあるんだと思いました。
- ・筋ジストロフィー協会が、筋ジス病院の虐待についての調査をし、対応をしてもらいたいと思います。

**虐待防止の仕組みを理解しよう
～イヤな思いをしたらすぐに相談～**

一日も早く

社会福祉法人大川市福祉会 木の香園
施設長 上釜光輝（社会福祉士）

背景図（一社）日本筋ジストロフィー協会HP 日本財团助成事業 痢育研修会 2024.12.1

今日のはなし

- ・自己紹介
- ・国立病院機構大牟田病院虐待事案
- ・虐待の知識と対応方法
- ・虐待防止法や総合支援法について
- ・人権擁護・差別解消
- ・質疑応答

自己紹介

- ・H8 国立療養所再春荘病院入職
異動)筑後病院、大牟田病院、東佐賀病院
- ・H20 社会福祉法人大川市福祉会入職
- ・入職初のこと、その後の患者さんからの手紙
- ・施設(病院)ケアから地域へ
- ・社会福祉士会での活動
虐待対応ソーシャルワークモデル研究
- ・法人運営とサービスの質の向上

国立病院機構大牟田病院虐待事案

- ・第三者委員会の調査・審議の結論
- ・再発防止策の提言
- ・筋ジス協会福岡県支部長インタビュー
- ・国立大牟田病院院長の説明と謝罪
- ・人員配置と研修教育
- ・虐待防止に向けた決意
【二度と虐待を起こさない、虐待をさせない、患者(利用者)さまを被害者にしない】

国立病院機構大牟田病院虐待事案

FBS福岡放送ニュース https://www.youtube.com/watch?v=W_burTCA1HU
【報告書】大牟田病院の患者虐待「目撃したのに通報義務が果たされず」 第三者委「過去にも虐待うやむやに」 福岡

FBS福岡放送ニュース <https://www.youtube.com/watch?v=h62aUJXbIW0>
入院患者への性的虐待「大牟田病院は私たちにとって最後のとりで」 患者と同じ難病の男性は憤り 福岡

FBS福岡放送ニュース <https://www.youtube.com/watch?v=mM8sJc-ZsqY>
【証言】元患者「上下関係があった」大牟田病院で抵抗できない入院患者に「体を触る」「殴る」「虐待と思わなかつ」見えない虐待なぜ どう防ぐ 福岡

ANNnewsCH https://www.youtube.com/watch?v=lOW9kB_xAqA
「職員の倫理観が欠如」男性介護士ら5人が“性的虐待” 身体的障害がある11人の患者に 福岡・国立大牟田病院会見(一カット)(2024年5月2日)ANN/テレ朝

第三者委員会の調査・審議の結論

・虐待の内容
患者(利用者)9名に対し、9件の虐待認定、3件の不認定

- ・性的虐待 8件(陰部等接触、覗く、猥亵言動)
- ・身体的虐待 5件(頭部叩く、引きずる、痛がらせる)
- ・心理的虐待 4件(大声で威嚇、ベッドを揺さぶる)

・虐待した職員
看護師1名、療養介助専門員3名

再発防止策の提言

- ・研修の実施
- ・院長とは別の管理者を配置
- ・国立病院機構九州グループの責任体制
　　療育指導室長を配置（長期に未配置）
　　虐待防止取組の実効性確保
- ・医師、多職種によるチームアプローチ推進
- ・適正人員配置、同性介助、職場環境整備
- ・ストレスケア（こころの相談窓口設置）

再発防止策の提言2

- ・通報制度の周知とシステム化
- ・虐待防止委員会に外部の有識者参加
- ・就業規則の改正（懲戒処分手続き）
- ・入所者（利用者）の家族等との交流
- ・地域との結びつきを強める
- ・大牟田ビジョン（仮称）の実践（理念の実践）

すべてはこれらの実行に尽きます

虐待防止に向けた決意

- 二度と虐待を起こさない
虐待を起こさせない
患者（利用者）さまを被害者にしない

虐待の知識と対応方法

- ・虐待の類型
- ・不適切ケアと虐待の関係
- ・虐待発生のメカニズム
- ・発見通報（通報窓口）
- ・自らが虐待を受けたら（他の方が受けた時も）
- ・適切な支援（快適な生活）を受ける
- ・利用契約（入院契約）と他の選択肢

虐待の類型

身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

不適切ケアと虐待の関係

「虐待の始まりはちょっとしたこと」から

- ・点滴時の抑制帯、、、
- ・「くん」「ちゃん」「あだ名」で呼ばれる、、、
- ・異性による移乗介助、、、
- ・定時の排泄介助、、、
- ・医療費の支払いが滞納、、、

北海道保健福祉部障がい者保健福祉課
わかりやすい障害者虐待防止研修テキスト

虐待発生のメカニズム

- ・知識不足
- ・介護（支援）技術の不足
- ・介護（支援）疲れやストレス
- ・職場環境（人間関係、組織風土、など）

北海道保健福祉部障がい者保健福祉課
わかりやすい障害者虐待防止研修テキスト

自らが虐待を受けたら (他の方が受けた時も)

- ・自分たちも知識や技術を身に着けて、対応方法を理解しよう。
- ・「嫌なこと」は「嫌だ」といえる（表現）できるようになろう。
- ・自分の見方を見つけておこう（相談ができる人・自分を守ってくれる人）

発見通報（通報窓口）

- ・障害者虐待防止センターに通報する。
 - ・病院や施設の虐待防止担当者に相談する。
 - ・通報はすべての人を救う
- 患者（利用者）の被害を最小限で食い止めることができる。
虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
理事長、施設長などの責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

どうやって通報義務を実践していくのか

- ・担当窓口：市町村障がい者虐待防止センター
- ・誰が通報：本人または発見した人
障害福祉サービス事業者の場合
- ・虐待認定：市町村（コアメンバー会議）
- ・虐待の疑い：虐待や不適切ケアを知ること
「嫌な思いをしたらすぐに相談」

A施設

虐待を受けたと思われる障害者を見た人

サービス管理責任者

施設長管理者



出典：令和6年度障害者虐待防止研修資料

適切な支援（快適な生活）を受ける

- ・嫌な思いをしたら、、、 看護師長、療育指導室へ
 - ・躊躇と支援をはき違えている 監護権はありません
 - ・わがまままだと言われる 意見表明権、自己決定権
 - ・ストレスの捌け口にされる ストレスケアは職場で！
- 患者（利用者）による職員教育 緊張感のある関係性**

利用契約(入院契約)と他の選択肢

- ・契約とは、相互に同意の上、治療(支援)契約を締結すること。
- ・障害者権利条約に基づく、意思決定支援をこれからのスタンダードに!
- ・政策医療の実現と全人的復権
- ・地域で暮らす選択肢
病院・施設・グループホームから居宅へ

虐待防止法や障害者総合支援法

- ・家庭内虐待三法+DV防止法
児童・高齢者・障害者虐待防止法
配偶者からの暴力の防止…等に関する法律
- ・自治体の責務と国民の義務
- ・障害者総合支援法と虐待防止
- ・福祉サービス第三者評価制度

家庭内虐待三法+DV防止法

- ・児童虐待の防止等に関する法律 2000.5.24
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 2006.10.1
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 2012.10.1
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 2002.4.1

虐待行為に対する刑事罰

- ① 身体的虐待:刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
 - ② 性的虐待:刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性交等罪(令和5年7月改正)
 - ③ 心理的虐待:刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
 - ④ 放棄・放置:刑法第218条保護責任者遺棄罪
 - ⑤ 経済的虐待:刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条 横領罪
- ※ただし、刑法第244条、第255条の親族相盜例に注意

自治体の責務と国民の義務

- ・障害者虐待防止法の実効性の確保(国)
連携強化、体制整備、研修、広報啓発、調査研究、成年後見制度の利用促進
- ・虐待防止・障害者保護を図るため、社会福祉法及び障害者総合支援法等の規定による権限の適切な行使(都道府県)
- ・相談、通報、届出への対応(市町村)
- ・発見通報義務(国民)

障害者総合支援法と虐待防止

- ・市町村による事実確認
- ・都道府県による事実確認
(運営指導、監査に切り替えることも可能)
- ・指導等による改善命令
- ・第三者による検証委員会
- ・指定取消し、体制の刷新などの権限行使

福祉サービス第三者評価制度

- ・利用者本位の福祉サービスの提供が実施され、利用者満足の向上に努めること
- ・サービスの質の確保が組織的に行われ、人材の確保と育成が行われていること
- ・福祉サービス第三者評価事業に期待されている「権利擁護」については、「権利侵害」と「権利実現」に区分して考えることが必要

人権擁護・差別解消

- ・障害者権利条約
- ・障害者差別解消法と虐待防止
- ・日本筋ジストロフィー協会の役割
- ・法人の基本理念の浸透
- ・施設管理者（病院長）への手紙
- ・虐待防止担当者による個別面談
- ・入所者の自治権（当事者組織の再構築）

障害者権利条約（2014.1.20）

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。
締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

障害者差別解消法と虐待防止（2016.4.1）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
①障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止
②社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止
③国による啓発・知識の普及を図るための取組
・不当な差別的取扱いの禁止
・合理的配慮の提供
事業分野別対応指針（ガイドライン）
障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

日本筋ジストロフィー協会の役割

基本方針

JMDAは「根治」、「QOLの改善」を実現すべく、“一日も早く”を胸にして協会活動を行っています。

患者の医療および福祉の改善、療養所などの専門施設の増設などについて厚労省に働きかけ、また患児の教育の援助促進を文科省に対して働きかけています。

法人の基本理念の浸透 (大牟田病院の場合)

「病む人の気持ちを大切にして、安全で最善な医療を提供します」

- ・日本神経学会認定教育施設
- ・教育・研修の推進
- ・法令等違反行為に関する外部通報制度
(公益通報者保護法)
<https://omuta.hosp.go.jp/about/disclosure/pdf/000197252.pdf>

施設管理者(病院長)への手紙 (意見箱・投書用紙)

- ・虐待防止の基本原則
- ・いつでも、どこからでも相談できる
- ・病院では、療育指導室の役割
- ・事業所では、管理者・サビ管の役割
- ・地域の相談支援事業所の役割
- ・筋ジス協会の役割

虐待防止担当者による個別面談

- ・個別支援計画におけるモニタリングを実施
 - ・利用者の心身の状況を把握することが必要
 - ・月1回程度は面談実施
 - ・日常会話の中から表情や態度など、変化に気づくことが大切
- 虐待や不適切なケアを受けた場合、はっきり伝わるように訴えることが大切

入所者の自治権(当事者組織の再構築)

- ・患者自治会(当事者の会)の組織
- ・筋ジストロフィー協会支部活動
- ・病院(施設)とのQOLに関する意見交換
- ・患者(利用者)一人ひとりの意見を集める
ベッドサイド、居宅
- ・自治会活動のサポート(療育指導室)

まとめ

勇気を持って発しなくとも、
そばにいる人(信頼できる人)に相談してください。

私たちは、声なき声に耳を傾け、利用者(患者)さんの思いにこたえていきたい。

質疑応答

どんなことでも結構です。ご質問ください。
可能な限りお答えします。

-
-
-
-
-

参考資料

厚生労働省

- ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
- ・市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き
- ・障害者福祉施設、障がい福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応
- ・障害者に対する虐待の相談・通報への対応の徹底について
- ・持続可能な権利擁護モデル事業説明会資料 2024.2.1 厚生労働省

国立病院機構大牟田病院

- ・「当院職員による入院患者さまへの虐待事案に係る第三者委員会による提言書の公表について」調査報告及び再発防止策の提言書(要約版)
- ・「当院職員による入院患者さまへの虐待事案について」公表文

その他

- ・福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会報告書 2022.3.4 全社協